3　従属元水利使用の許可を受けた者等
4　取水口、注水口又は放水口の位置
5　取水量等
6　水利使用の期間
7　工期
8　工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占用の面積	摘　要

9　土地の掘さく等

種　類	場　所	土地の面積	摘　要

備　考

1　「従属元水利使用の許可を受けた者等」については、登録に係る流水の占用に係る発電のために利用する法第23条の２に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。

イ　法第23条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

ロ　令第14条の２に規定する流水が放流されるダム又は堰（せき）の位置及び名称

2　「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。

⑴　取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。

⑵　最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖（せん）頭出力を付記すること。

⑶　取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。

⑷　その他水利使用の条件があるときは、これを記載すること。

3　「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。

⑴　「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。

⑵　「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。

4　「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。

⑴　河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。

⑵　「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。

5　登録又は許可を受けた事項の変更の登録又は許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

別記様式第八の一の次に次の一表を加える。

別記様式第八の一の二

誓　約　書

登録申請者及びその役員は、河川法第23条の４第１号から第３号までに該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

申請者　氏　名　＿＿＿＿＿＿㊞

殿

別記様式第十一及び別記様式第十一の二中「許可」を「許可等」に改める。

（道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令の一部改正）

第二条　道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令（昭和四十年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「許可」の下に「又は登録」を加える。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第三条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第二号中「許可」の下に「及び河川法第二十三条の二の登録」を加える。

第六十条第二項第二号中「及び水利技術調整官」を削り、同条第四項第二号中「許可」の下に「及び河川法第二十三条の二の登録」を加える。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第四条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第三号中「許可」の下に「及び河川法第二十三条の二の登録」を加える。

第九十三条第一項第五号中「規制（水利使用の許可」の下に「及び河川法第二十三条の二の登録」を加える。

（国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第五条　国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

（国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の廃止）

第六条　国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十四年国土交通省令第七十四号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。ただし、第二条中河川法施行規則第十八条の五の次に一条を加える改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。